

令和元年11月20日

令和元年千葉市教育委員会会議第11回定例会

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会会議第11回定例会議事日程

令和元年11月20日(水)

午後2時開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 会議録の承認
- 5 議事日程の決定
- 6 非公開審議の決定
- 7 報告事項
 - (1) 平成32年度公立学校教員採用候補者選考(二次)受験状況について …… 1
[教育職員課]
 - (2) 令和元年度千葉市中学校音楽発表会について …… 3
[教育指導課]
 - (3) 令和元年度前期ライトポート・グループ活動諸行事について …… 5
[教育センター]
 - (4) 椎名公民館の利用中止について …… 7
[生涯学習振興課]
- 8 議決事項
 - 議案第48号 令和元年度末及び令和2年度公立学校教職員人事異動方針について …… 9
[教育職員課]
 - 議案第49号 令和元年度補正予算について …… 13
[学校施設課・保健体育課]
 - 議案第50号 千葉市職員の給与に関する条例及び千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正について …… 17
[教育給与課]
- 9 その他
- 10 閉 会

報告事項(1)

平成32年度公立学校教員採用候補者選考(二次)受験状況について

教育総務部教育職員課

校種・教科等		募集人員(名)	志願者数(名)	1次選考合格者数	2次選考合格者数	倍率(倍)	昨年度
小学校		約710	1,985	1,511	870	2.3	2.5
中学校	技術	約720	17	14	14	1.2	2.0
	国語		321	234	131	2.5	3.1
	社会		615	217	103	6.0	7.5
	数学		426	245	116	3.7	5.1
	理科		355	237	94	3.8	3.7
	音楽		125	52	31	4.0	5.5
	美術		56	32	26	2.2	2.6
	保健体育		739	192	77	9.6	10.9
	家庭		73	48	23	3.2	2.7
	英語		一般選考	294	204	95	3.1
		特例	38	35	22	1.7	2.6
小計		約720	3,059	1,510	732	4.2	4.9
高校 (専門)	農業	土木造園	2	1	1	2.0	1.0
		食品製造	3	2	1	3.0	2.0
		園芸	9	6	2	4.5	1.2
		畜産	1	1	0		
	工業	電気	12	7	3	4.0	2.5
		機械	9	7	2	4.5	1.4
		工業化学	4	2	2	2.0	
		建設	3	2	2	1.5	2.0
	商業	44	22	9	4.9	3.4	
	書道	39	10	3	13.0	4.6	
	福祉	11	3	1	11.0	2.7	
	情報	23	12	5	4.6	5.3	
	水産	2	1	1	2.0		
	看護	2	2	2	1.0	4.0	
小計		若干名	164	78	34	4.8	3.2
特別支援教育		約170	479	271	157	3.1	3.0
養護教諭	一般選考	約40	326	107	40	8.2	7.9
	特別選考	若干名	18	9	1	18.0	14.0
総合計		約1,660	6,031	3,486	1,834	3.3	3.6

令和元年度千葉市中学校音楽発表会について

学校教育部教育指導課

1 目的 情操教育の一環として、全市立中学校及び市立養護学校参加による音楽発表会を開催し、日常の学習成果を発表し相互に鑑賞することによって、音楽学習への意欲と関心を高め、中学校音楽教育の振興と向上を図る。

2 実施概要

- (1) 日時 10月24日(木) 午前：Aグループ、午後：Bグループ
25日(金) 午前：Cグループ、午後：Dグループ(荒天のため中止)
- (2) 会場 千葉市民会館 大ホール
- (3) 参加校 市立全中学校・市立養護学校 4.2校(5.6校)
※()はDグループを含んだ校数等。以下、同

3 内容

- (1) 開会
(2) 主催者挨拶
(3) 来賓・講師紹介
(4) 全員合唱 「千葉市歌」「夢の世界を」
(5) 各校の演奏発表
(6) 全員合唱 千葉市イメージソング「心の飛行船」
(7) 講評
(8) 全員合唱 「大地讃頌」※講評の指導を踏まえての合唱
(9) 閉会



[心を一つにしたクラス合唱]

4 演奏内容 合唱40校(5.4校)、合奏2校

5 出演の形態

- 学年・学級 3.5校(4.8校)
部活動 2校 ※吹奏楽1校 合唱1校
有志 3校(4校) ※合唱コンクール実行委員会等
全校 1校
その他 1校 ※お囃子

6 主な演奏曲 「大地讃頌」、「虹」、「青空」、「ふるさと」等

7 参加数(2日間合計) 生徒 約1640名(約2200名)
保護者 約620名

令和元年度前期ライトポート・グループ活動諸行事について

教育センター

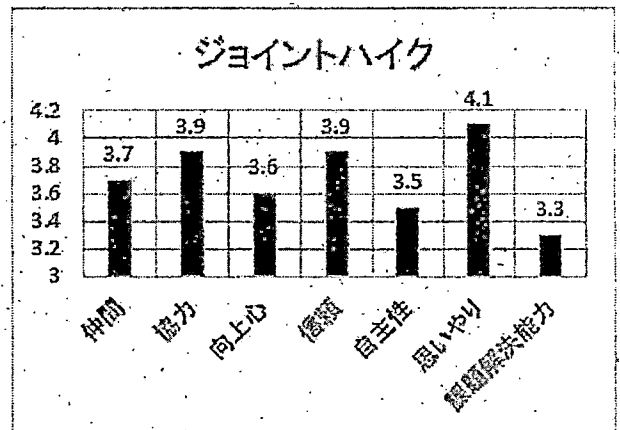
1 ジョイントハイク

- (1) 日 時 令和元年6月19日(水) 9:30~15:00
- (2) 場 所 Qiball(きぼーる)(千葉市中央区中央4丁目5番1号)
- (3) 目 的 各LPとグループ活動をつなぐ第1段階として、児童生徒間の親睦を深める。
- (4) 参加者 64名(LP44名 小・中グループ活動20名) 参加対象者110名 参加率58%

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
男子			2	2	4	5	2	11	10	36
女子		1		2	1		2	11	11	28
計	0	1	2	4	5	5	4	22	21	64

- (5) 主なプログラム
自由見学・プラネタリウム・交流活動(子供交流館)

- (6) まとめ
実施後の自己評価によると「自主性」と「課題解決能力」が他の項目より低い。今後、活動内容を工夫、改善する。



参加者の感想

- 昨年よりもさらに自分を出せるようになったためか、すごく楽しかったです。友達ともたくさん話せて、仲が深まりました。
- 初めてのジョイントハイクで最初は不安でいっぱいだったけど、自由見学でも交流会でも心から楽しめました。交流会では、練習以上の発表もできました。

2 スポーツフェスタ

- (1) 日 時 令和元年9月11日(水) 12:00~15:00
- (2) 場 所 千葉市子供交流館(Qiball内 千葉市中央区中央4丁目5番1号)
- (3) 目 的 スポーツを通して各LPとグループ活動の交流を深め、仲間同士の団結力を高める。

台風15号の影響により中止。

3 第1回長柄ジョイントキャンプ

- (1) 日 時 令和元年10月9日(水)~11日(金) 2泊3日
- (2) 場 所 千葉市少年自然の家
- (3) 目 的 自然の家に2泊3日宿泊することで、自然や仲間との触れ合いや親睦をさらに深める中で、仲間のよさや自分のよさを発見する。
- (4) 参加者及び参観者

○参加者 35名(小学生6名 中学生29名) 参加対象者数121名 参加率29%

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
男子					3	2		7	6	18
女子				1			3	5	8	17
計	0	0	0	1	3	2	3	12	14	35

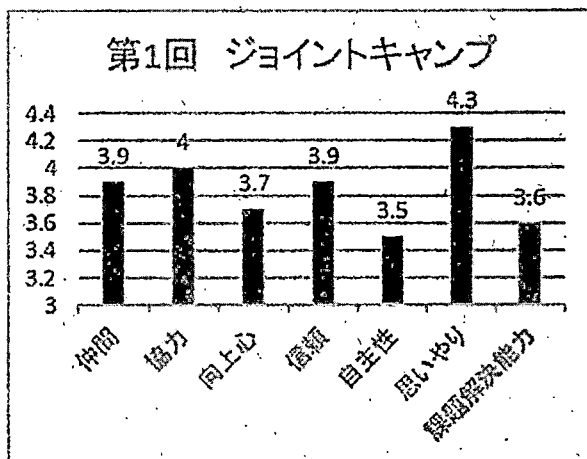
○視察・参観者 32名(教育委員、原籍校の校長・教頭および学級担任など)

(5) 主なプログラム

1日目	2日目	3日目
出発式・入所式 出合いのゲーム フリーチョイス (クライミングウォール・バスケットボール・室内ゲーム・ナイトハント・天体観測)	朝の散歩 巨大ハンバーガー作り グループタイム キャンドルサービス	振り返りタイム 別れの集い 退所式・解散式

(6) まとめ

- ・小学4年生から中学3年生までの縦割りグループを結成し、仲間と協力して活動に参加することができた。中学生が小学生を優しく見守ったり、小学生が中学生を手本に活動したり、異学年グループならではの温かい交流が見られた。
- ・グループごとの活動の時間を多く設定したことにより、話し合いをもとに協力して活動する姿が多く見られた。また活動を通して互いのよさに気付くことができた。
- ・最終日は一人一人がキャンプを振り返り、自分の思いやグループのメンバーへのメッセージを書く時間を設けた。集中して書く様子から、また書かれた内容から、自分や仲間と向き合って充実した3日間を過ごしたことがうかがえた。
- ・ジョイントキャンプ実施後の自己評価の結果を見ると、ジョイントハイクの時より「課題解決能力」が0.3ポイント、「仲間」「思いやり」がそれぞれ0.2ポイントずつ上昇している。



参加者の感想

- ・自分のしている行動が皆の役に立っているのが実感できてうれしかった。
- ・自分から勇気をもって話しかければ、必ず返してくれることに気づけた。
- ・活動班がとても面白く楽しかった。人間関係が苦手だったが、3日間いると楽しく感じた。
- ・人の前に出ることは嫌いだが、リーダーをやって最後はやってよかったと思えた。自分らしく、みんなが楽しく、居心地がよい環境づくりができたと思う。

4 後期のジョイント行事の予定

- (1) イオン職場体験 令和元年 11月 5日 (火) ~ 11月 7日 (木)
- (2) カントリー仕事体験 令和元年 11月 21日 (木)
- (3) ジョイントフェスタ 令和元年 12月 6日 (金)
- (4) 第二養護学校職場体験 令和2年 1月 27日 (月) ~ 1月 28日 (火)
- (5) 第2回ジョイントキャンプ 令和2年 2月 12日 (水) ~ 14日 (金)

椎名公民館の利用中止について

生涯学習部生涯学習振興課

令和元年10月25日の大雨により、椎名公民館（千葉市緑区富岡町290-1）の裏手崖に土砂崩れが発生したことから、安全の確認ができるまで、当分の間、公民館の利用を中止することとしましたので、報告します。

1 経過

10月25日 避難所開設

10月26日 土砂崩れの確認、避難所閉鎖

公民館、子どもルームの利用中止（子どもルームは椎名小学校内で実施）

11月8日～ 建設業者による応急復旧措置の実施（概ね11月末には作業が完了する予定）

2 公民館の利用について

(1) 土砂崩れの発生後、専門家による安全の確認ができるまで、当分の間、公民館の利用を中止し、公民館にその旨掲示するとともに、ホームページでも周知した。

(2) 今年度末までの見込みで、椎名公民館職員による利用団体の利用調整を実施している（主に近隣の公民館との調整や、学校休業日の椎名小学校特別教室の開放を実施。現在のところ、椎名小の利用希望は無し）。

3 今後の対応

応急復旧措置の完了後、専門家による安全確認を実施する。

安全の確認が取れた場合は公民館の利用を再開するが、安全の確認が取れない場合は、崖の所管課などの関係課と本格的な工事実施について協議を進めたいと、改めて安全の確認が取れるまで利用を中止する。

4 影響の範囲

平成30年度利用人数：11,346人

平成30年度登録クラブ・サークル団体数：32団体（会員140人）

議案第48号

令和元年度末及び令和2年度公立学校教職員人事異動方針に
ついて

令和元年度末及び令和2年度公立学校教職員人事異動方針について、
次のとおり定めるものとする。

令和元年11月20日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

令和元年度末及び令和２年度公立学校教職員人事異動方針

千葉市教育委員会

令和元年度末及び令和２年度における公立学校教職員の人事異動は、本市教育の一層の振興を図るため、各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、市民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりの推進に資するよう、次の方針によって行う。

※教職員：学校に勤務する正規職員から技能労務職員を除いた者

第１ 一般方針

- 1 心身ともに優れた人材の確保、教職員の資質の向上を図るとともに、教育効果を高め、調和的な学校運営が行われるように適材適所の人事を推進し、教職員構成の適正化に努める。
- 2 学校間の教職員の過不足を調整し、学校種別の特性に即応する教育体制を強化するため、全市的な視野に立って広域にわたる計画的な人事を積極的に推進する。
- 3 学校運営の充実・刷新を図るため、管理と指導に優れた適任者の管理職への登用及び配置に努める。
- 4 障害のある教職員については、十分に配慮した人事配置に努める。
- 5 千葉県内市町村及び県立学校との交流については、千葉県教育委員会と協議のもと実施する。

第２ 実施要項

1 適正配置について

- (1) 本市教育の課題解決をめざす立場から、意欲溢れた適任者の配置に努める。
- (2) 教科指導及び生徒指導の一層の充実を期するため、小・中・特別支援学校間の需給の状況を分析し、小・中学校間、小・中学校と特別支援学校間の積極的な配置換えを行う。特に、小学校での教科指導や生徒指導の充実を図るため、中学校教員の小学校への計画交流をより積極的に行う。
- (3) 特別支援教育の振興を図るため、意欲溢れた適任者の配置に努める。
- (4) 市立稲毛高等学校附属中学校の教育の振興を図るため、意欲溢れた適任者の配置に努める。
- (5) 次の者については、強力に配置換えを行う。
 - ア 同一の学校又は同一の区に永年勤続する者
 - イ 学校の配当定数、教科担当者数の調整上必要のある者
 - ウ 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者
- (6) 市立高等学校については、県教育委員会の「公立高等学校職員人事異動実施細目」に準じ、適正配置に努める。

(7) 教職員としての適格性に乏しく、勤務実績の上がらない者等勤務に支障のある者については、降任又は退職を積極的に求める。

(8) 学校組織の一層の充実を図り、円滑な運営に資するため、必要に応じて、主幹教諭を配置する。

(9) 指導が不適切である教員については、「教育公務員特例法第25条の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手続き等に関する規則」に定めるところにより、積極的に対応する。

2 広域人事について

(1) 小・中・特別支援学校における教職員構成の不均衡を是正し、人材の育成を図るため、県内市町村立学校及び県立特別支援学校と、他の人事異動及び新規採用に優先して計画的に人事交流を行う。

(2) 市立高等学校については、年齢構成上の不均衡及び同一校勤務の長期化等を是正し、教職員構成の適正化を図るため、千葉市立高等学校以外との人事交流を推進する。また、中・高との連携についても配慮する。

3 管理職への登用等について

(1) 大幅交替期を踏まえ、特に責任感と管理能力、識見、勤務実績等をより一層重視し、全市的な視野に立って適任者の登用に努める。

(2) 教頭の登用（選考）は、原則として相異なる地域（A・B・C）の学校に勤務した経験を有することを要件とする。

(3) 原則として、同一校昇任は行わない。

(4) 女性教員の管理職への登用を積極的に推進する。

(5) 管理職の希望による降任を認める。

4 主幹教諭への登用等について

(1) 教員としての経験、識見、勤務実績等を踏まえて、全市的視野に立って適任者の登用に努める。

(2) 主幹教諭の希望による降任を認める。

5 新規採用職員の配置について

(1) 児童生徒数の変動等を見通しながら、教職員採用の調整を行う。

(2) 新規採用教職員の配置は、学校間の均衡を考慮して、全市的な視野に立って計画的に行う。

6 再任用教職員について

(1) 「千葉市職員の再任用に関する条例」の定めるところにより、意欲と能力のある人材を再任用する。

(2) 配置については、学校及び地域の実情等を踏まえて、計画的に行う。

~~~~~

## 議 案 説 明

令和元年度末及び令和２年度公立学校教職員人事異動方針を定めることについて、千葉市教育委員会組織規則第８条第４号の規定により議決を求めるものであります。

議案第49号

令和元年度補正予算について

令和元年度補正予算を定めることについて、次のとおり市長に  
申し出るものとする。

令和元年11月20日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

# 令和元年度補正予算について (エレベータ設置・給水設備改修)

教育総務部 学校施設課

## 1 エレベータ設置

### (1) 繰越明許費の設定について

#### ア. 補正理由

階段昇降に困難を伴う児童生徒が就学している学校へのエレベータ設置事業について、令和元年度当初予算により執行を予定していたが、今年度は例年になく首都圏における建築需要が高く、設置工事に必要な技術者等の不足から入札不調が続いており、今年度内に設置を完了することができなくなったことから繰越明許費を設定する。

| 事業名     | 項    | 金額        | 内容                                    |
|---------|------|-----------|---------------------------------------|
| エレベータ設置 | 小学校費 | 298,630千円 | 小学校6校<br>(稲丘小、轟町小、小倉小、柏台小、大木戸小、朝日ヶ丘小) |

財源内訳 工事請負費：298,630千円

|        |           |
|--------|-----------|
| 【財源】国費 | 42,495千円  |
| 市債     | 254,000千円 |
| 一般財源   | 2,135千円   |

## 2 給水設備改修

### (1) 債務負担行為の設定について

#### ア. 補正理由

令和2年度実施予定の給水設備改修工事については、夏休みに集中して作業を行わなければならないため、入札不調があった場合でも適正な工期が確保できるよう、今年度内に工事を前倒し発注するための債務負担行為を設定する。

| 事業名          | 期間    | 限度額      | 内容                                                                   |
|--------------|-------|----------|----------------------------------------------------------------------|
| 各種改修(給水設備改修) | 令和2年度 | 61,000千円 | 小学校2校(こてはし台小、小中台南小)<br>令和元年度<br>給水設備改修工事に係る契約締結<br>令和2年度<br>給水設備改修工事 |



**令和元年度補正予算について**  
**(大宮学校給食センター維持管理運営長期包括委託)**

学校教育部 保健体育課

**1 補正理由**

令和2年3月末で現PFI事業期間が終了となる大宮学校給食センターにおいて、4月以降も継続して学校給食を提供するため、調理や配送等の運営業務及び施設の修繕等の維持管理業務を行う次期事業者と、本年度中に長期包括委託契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定する。

| 事業名                    | 期間               | 限度額                                                               | 内容                                                                                                                                           |
|------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大宮学校給食センター維持管理運営長期包括委託 | 令和2年度～<br>令和11年度 | 4,855,218千円に<br>物価変動による増<br>減額並びに消費税<br>及び地方消費税を<br>加算した額の範囲<br>内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費（調理、配送等）</li> <li>・維持管理費（建築、調理設備保守等）</li> <li>・修繕費（設備修繕、機器更新等）</li> <li>・その他経費（SPC経費等）</li> </ul> |

~~~~~

議 案 説 明

令和元年度補正予算について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により、議決を求めるものであります。

議案第50号

千葉市職員の給与に関する条例及び千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正について

千葉市職員の給与に関する条例及び千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するよう市長に申し出るものとする。

令和元年11月20日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市条例第 号

千葉市職員の給与に関する条例及び千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 千葉市職員の給与に関する条例(昭和26年千葉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	161,400	175,400	262,400	291,300	406,700
	2	162,900	177,500	264,900	293,900	408,200
	3	164,400	179,600	267,200	296,800	409,700
	4	165,900	181,800	269,500	299,300	411,200
	5	167,600	183,700	272,000	301,800	412,600
	6	169,600	185,900	274,400	304,200	414,000
	7	171,400	188,100	276,600	306,500	415,500
	8	173,200	190,300	278,800	308,900	417,100
	9	174,900	192,500	281,000	311,300	418,500
	10	177,100	195,300	283,300	313,900	419,900
	11	179,100	198,000	285,700	316,600	421,300
	12	181,100	200,700	287,900	319,500	422,600
	13	183,100	203,500	290,300	321,900	423,900
	14	185,300	205,200	292,400	323,900	425,300
	15	187,500	206,800	294,300	325,900	426,700
	16	189,700	208,500	296,300	328,200	428,100
	17	191,900	210,300	298,400	330,200	429,300
	18	194,600	211,900	300,900	332,400	430,600
	19	197,100	213,600	303,400	334,700	431,800
	20	199,600	215,200	306,100	336,800	433,100
	21	202,000	216,900	308,300	339,000	434,200
	22	203,700	218,800	310,900	341,200	435,400
	23	205,300	220,700	313,200	343,500	436,700
	24	207,000	222,600	315,900	345,800	438,000
	25	208,500	224,200	318,500	347,500	439,300
	26	210,000	226,200	320,800	349,300	440,500
	27	211,600	228,200	323,200	351,200	441,500
	28	213,100	230,100	325,400	353,100	442,600
	29	214,700	231,900	327,600	354,900	443,800
	30	216,400	234,500	329,600	356,700	444,600
	31	218,100	237,100	331,800	358,400	445,400
	32	219,800	239,700	334,000	360,300	446,300
	33	221,200	242,200	335,800	361,600	447,200
	34	222,900	244,900	337,900	363,300	447,700
	35	224,600	247,400	340,000	364,800	448,200
	36	226,200	250,000	342,000	366,600	448,700
	37	227,700	252,400	344,000	368,500	449,200
	38	229,300	254,900	345,900	370,000	449,700
	39	230,900	257,400	347,900	371,300	450,200
	40	232,500	259,700	349,800	372,900	450,700
	41	234,100	262,300	351,300	374,000	451,200
	42	235,800	264,700	353,100	375,400	451,700
	43	237,500	266,900	354,700	376,800	452,200

44	239,100	269,100	356,400	378,300	452,700
45	240,900	271,100	358,200	379,700	453,200
46	242,500	273,300	359,900	381,300	453,700
47	243,900	275,500	361,200	382,900	454,200
48	245,500	277,500	362,800	384,400	454,700
49	246,800	279,700	364,000	385,800	455,200
50	248,300	281,700	365,500	387,300	
51	249,800	283,600	367,100	388,800	
52	251,300	285,600	368,700	390,200	
53	252,200	287,300	370,100	391,400	
54	253,700	289,700	371,600	392,700	
55	255,100	292,000	373,100	393,800	
56	256,600	294,500	374,600	394,900	
57	257,600	296,500	376,100	396,300	
58	259,000	299,000	377,500	397,500	
59	260,300	301,300	378,900	398,700	
60	261,600	304,000	380,200	400,000	
61	262,900	306,400	381,100	401,200	
62	263,900	308,800	382,300	402,200	
63	265,200	311,300	383,500	403,600	
64	266,300	313,600	384,600	404,900	
65	267,400	315,800	385,500	406,100	
66	268,900	318,000	386,700	407,200	
67	270,300	320,100	387,700	408,400	
68	271,700	322,300	388,800	409,500	
69	273,400	324,200	390,000	410,500	
70	274,900	326,300	391,000	411,700	
71	276,400	328,400	392,100	412,900	
72	277,800	330,400	393,300	414,100	
73	278,800	332,500	394,300	414,700	
74	280,100	334,600	395,400	415,500	
75	281,400	336,800	396,500	416,200	
76	282,600	339,000	397,600	416,700	
77	283,800	340,700	398,500	417,000	
78	285,000	342,600	399,400	417,400	
79	286,200	344,300	400,400	417,800	
80	287,400	346,100	401,400	418,200	
81	288,600	347,900	402,200	418,500	
82	289,600	349,700	403,000	418,900	
83	290,800	351,100	403,700	419,300	
84	292,000	352,900	404,500	419,600	
85	292,900	354,100	405,200	419,900	
86	293,900	355,700	406,000	420,300	
87	294,600	357,200	406,700	420,700	
88	295,600	358,700	407,400	421,000	
89	296,600	360,000	408,000	421,300	
90	297,500	361,300	408,700	421,600	
91	298,400	362,700	409,200	421,900	

再任用
職員以
外の職
員

92	299,200	364,100	409,900	422,100
93	299,500	365,600	410,300	422,300
94	300,300	366,900	410,700	422,600
95	301,000	368,200	411,000	422,900
96	301,800	369,400	411,300	423,100
97	302,600	370,400	411,600	423,300
98	303,400	371,400	411,900	423,600
99	304,200	372,400	412,200	423,900
100	305,000	373,400	412,400	424,100
101	305,900	374,300	412,600	424,300
102	306,400	375,300	412,900	
103	306,900	376,300	413,200	
104	307,400	377,300	413,400	
105	307,600	378,100	413,600	
106	308,000	379,000	413,900	
107	308,300	379,900	414,200	
108	308,600	380,900	414,400	
109	308,800	381,700	414,600	
110	309,000	382,700		
111	309,300	383,700		
112	309,600	384,700		
113	309,800	385,300		
114	310,000	386,200		
115	310,200	387,100		
116	310,500	388,000		
117	310,800	388,800		
118	311,100	389,500		
119	311,400	390,300		
120	311,700	391,100		
121	311,800	391,700		
122	312,000	392,500		
123	312,300	393,200		
124	312,600	393,900		
125	312,800	394,500		
126	313,000	395,200		
127	313,300	395,700		
128	313,600	396,300		
129	313,800	397,000		
130	314,000	397,600		
131	314,300	398,100		
132	314,600	398,600		
133	314,800	398,900		
134	315,000	399,200		
135	315,300	399,500		
136	315,600	399,800		
137	315,800	400,100		
138	316,000	400,400		
139	316,300	400,700		

140	316,600	401,000			
141	316,800	401,300			
142	317,000	401,600			
143	317,300	401,900			
144	317,600	402,200			
145	317,800	402,400			
146	318,000	402,700			
147	318,300	403,000			
148	318,600	403,200			
149	318,800	403,400			
150	319,000	403,700			
151	319,300	404,000			
152	319,600	404,200			
153	319,800	404,400			
154	320,000	404,700			
155	320,300	405,000			
156	320,600	405,200			
157	320,800	405,400			
158	321,000	405,700			
159	321,300	406,000			
160	321,600	406,200			
161	321,800	406,400			
再任用 職員	227,500	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

(千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第2条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年千葉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2

会計年度任用職員教育職給料表

職務 の級	1 級
号給	給料月額
	円
1	161,400
2	162,900
3	164,400
4	165,900
5	167,600
6	169,600
7	171,400
8	173,200
9	174,900
10	177,100
11	179,100
12	181,100
13	183,100
14	185,300
15	187,500

備考 この表は、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の助教諭その他の職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉市職員の給与に関する条例（附則第3項において「改正後の給与条例」という。）別表第2の規定は平成31年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の千葉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

議 案 説 明

人事委員会の勧告に基づき、教育職の職員の給与を改定するため、条例の一部を改正するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものであります。

令和元年11月20日

令和元年千葉市教育委員会会議第11回定例会

[参考資料]

議案第50号関係 1

千葉市職員の給与に関する条例及び千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案第50号）

教育総務部教育給与課

1 議案の趣旨

人事委員会の勧告に基づき、教育職の職員の給与を改定するため、条例の一部を改正するよう市長に申し出るものである。

【参考】令和元年職員の給与に関する報告及び勧告（R元.10.4千葉市人事委員会）
教育職給料表については、行政職給料表との均衡を基本に引き上げること。

2 議案の概要

(1) 給料月額の変更

教育職給料表について、行政職給料表の改定状況を考慮して、初任給は1,200円引き上げる。これを踏まえ、20歳台半ばまでの職員が在職する号給について改定する。

【参考】行政職給料表の改定内容
上級試験（大学卒業程度）に係る初任給を1,000円、初級試験（高校卒業程度）に係る初任給を1,500円引き上げる。これを踏まえ、20歳台半ばまでの職員が在職する号給について改定する。

(2) 会計年度任用職員の給料月額の変更

一般職の正規職員の改定に準じて給料表を改定する。

3 施行年月日

(1) 千葉市職員の給与に関する条例の一部改正

公布の日（平成31年4月1日適用）

(2) 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正

令和2年4月1日

新旧対照表

(千葉県職員の給与に関する条例及び千葉県会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第1条 千葉県職員の給与に関する条例（昭和26年千葉県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

別表第 2
教育職給料表

職員の 区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
職員の 区分	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	159,800	173,900	262,400	291,300	406,700
2	161,300	176,000	264,900	293,900	408,200
3	162,800	178,100	267,200	296,800	409,700
4	164,300	180,300	269,500	299,300	411,200
5	166,000	182,300	272,000	301,800	412,600
6	168,000	184,500	274,400	304,200	414,000
7	169,800	186,700	276,600	306,500	415,500
8	171,600	188,900	278,800	308,900	417,100
9	173,400	191,200	281,000	311,300	418,500
10	175,600	194,000	283,300	313,900	419,900
11	177,600	196,700	285,700	316,600	421,300
12	179,600	199,400	287,900	319,500	422,600
13	181,700	202,300	290,300	321,900	423,900
14	183,900	204,000	292,400	323,900	425,300
15	186,100	205,600	294,300	325,900	426,700
16	188,300	207,300	296,300	328,200	428,100
17	190,600	209,100	298,400	330,200	429,300
18	193,300	210,700	300,900	332,400	430,600
19	195,800	212,400	303,400	334,700	431,800
20	198,300	214,000	306,100	336,800	433,100
21	200,800	215,800	308,300	339,000	434,200
22	202,500	217,700	310,900	341,200	435,400
23	204,100	219,600	313,200	343,500	436,700
24	205,800	221,500	315,900	345,800	438,000
25	207,300	223,200	318,500	347,500	439,300
26	208,800	225,200	320,800	349,300	440,500
27	210,400	227,200	323,200	351,200	441,500
28	211,900	229,200	325,400	353,100	442,600
29	213,600	231,100	327,600	354,900	443,800
30	215,300	233,800	329,600	356,700	444,600
31	217,000	236,500	331,800	358,400	445,400
32	218,700	239,200	334,000	360,300	446,300

別表第 2
教育職給料表

職員の 区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
職員の 区分	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	161,400	175,400	262,400	291,300	406,700
2	162,900	177,500	264,900	293,900	408,200
3	164,400	179,600	267,200	296,800	409,700
4	165,900	181,800	269,500	299,300	411,200
5	167,600	183,700	272,000	301,800	412,600
6	169,600	185,900	274,400	304,200	414,000
7	171,400	188,100	276,600	306,500	415,500
8	173,200	190,300	278,800	308,900	417,100
9	174,900	192,500	281,000	311,300	418,500
10	177,100	195,300	283,300	313,900	419,900
11	179,100	198,000	285,700	316,600	421,300
12	181,100	200,700	287,900	319,500	422,600
13	183,100	203,500	290,300	321,900	423,900
14	185,300	205,200	292,400	323,900	425,300
15	187,500	206,800	294,300	325,900	426,700
16	189,700	208,500	296,300	328,200	428,100
17	191,900	210,300	298,400	330,200	429,300
18	194,600	211,900	300,900	332,400	430,600
19	197,100	213,600	303,400	334,700	431,800
20	199,600	215,200	306,100	336,800	433,100
21	202,000	216,900	308,300	339,000	434,200
22	203,700	218,800	310,900	341,200	435,400
23	205,300	220,700	313,200	343,500	436,700
24	207,000	222,600	315,900	345,800	438,000
25	208,500	224,200	318,500	347,500	439,300
26	210,000	226,200	320,800	349,300	440,500
27	211,600	228,200	323,200	351,200	441,500
28	213,100	230,100	325,400	353,100	442,600
29	214,700	231,900	327,600	354,900	443,800
30	216,400	234,500	329,600	356,700	444,600
31	218,100	237,100	331,800	358,400	445,400
32	219,800	239,700	334,000	360,300	446,300

新旧対照表（千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正） 第1 関係

33	220,200	241,800	335,800	361,600	447,200	33	221,200	242,200	335,800	361,600	447,200
34	221,900	244,600	337,900	363,300	447,700	34	222,900	244,900	337,900	363,300	447,700
35	223,600	247,200	340,000	364,800	448,200	35	224,600	247,400	340,000	364,800	448,200
36	225,300	249,900	342,000	366,600	448,700	36	226,200	250,000	342,000	366,600	448,700
37	226,900	252,400	344,000	368,500	449,200	37	227,700	252,400	344,000	368,500	449,200
38	228,600	254,900	345,900	370,000	449,700	38	229,300	254,900	345,900	370,000	449,700
39	230,300	257,400	347,900	371,300	450,200	39	230,900	257,400	347,900	371,300	450,200
40	232,000	259,700	349,800	372,900	450,700	40	232,500	259,700	349,800	372,900	450,700
41	233,700	262,300	351,300	374,000	451,200	41	234,100	262,300	351,300	374,000	451,200
42	235,500	264,700	353,100	375,400	451,700	42	235,800	264,700	353,100	375,400	451,700
43	237,300	266,900	354,700	376,800	452,200	43	237,500	266,900	354,700	376,800	452,200
44	239,000	269,100	356,400	378,300	452,700	44	239,100	269,100	356,400	378,300	452,700
45	240,900	271,100	358,200	379,700	453,200	45	240,900	271,100	358,200	379,700	453,200
46	242,500	273,300	359,900	381,300	453,700	46	242,500	273,300	359,900	381,300	453,700
47	243,900	275,500	361,200	382,900	454,200	47	243,900	275,500	361,200	382,900	454,200
48	245,500	277,500	362,800	384,400	454,700	48	245,500	277,500	362,800	384,400	454,700
49	246,800	279,700	364,000	385,800	455,200	49	246,800	279,700	364,000	385,800	455,200
50	248,300	281,700	365,500	387,300		50	248,300	281,700	365,500	387,300	
51	249,800	283,600	367,100	388,800		51	249,800	283,600	367,100	388,800	
52	251,300	285,600	368,700	390,200		52	251,300	285,600	368,700	390,200	
53	252,200	287,300	370,100	391,400		53	252,200	287,300	370,100	391,400	
54	253,700	289,700	371,600	392,700		54	253,700	289,700	371,600	392,700	
55	255,100	292,000	373,100	393,800		55	255,100	292,000	373,100	393,800	
56	256,600	294,500	374,600	394,900		56	256,600	294,500	374,600	394,900	
57	257,600	296,500	376,100	396,300		57	257,600	296,500	376,100	396,300	
58	259,000	299,000	377,500	397,500		58	259,000	299,000	377,500	397,500	
59	260,300	301,300	378,900	398,700		59	260,300	301,300	378,900	398,700	
60	261,600	304,000	380,200	400,000		60	261,600	304,000	380,200	400,000	
61	262,900	306,400	381,100	401,200		61	262,900	306,400	381,100	401,200	
62	263,900	308,800	382,300	402,200		62	263,900	308,800	382,300	402,200	
63	265,200	311,300	383,500	403,600		63	265,200	311,300	383,500	403,600	
64	266,300	313,600	384,600	404,900		64	266,300	313,600	384,600	404,900	
65	267,400	315,800	385,500	406,100		65	267,400	315,800	385,500	406,100	
66	268,900	318,000	386,700	407,200		66	268,900	318,000	386,700	407,200	
67	270,300	320,100	387,700	408,400		67	270,300	320,100	387,700	408,400	
68	271,700	322,300	388,800	409,500		68	271,700	322,300	388,800	409,500	

新旧対照表（千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正） 第1 関係係

69	273,400	324,200	390,000	410,500	69	273,400	324,200	390,000	410,500
70	274,900	326,300	391,000	411,700	70	274,900	326,300	391,000	411,700
71	276,400	328,400	392,100	412,900	71	276,400	328,400	392,100	412,900
72	277,900	330,400	393,300	414,100	72	277,900	330,400	393,300	414,100
73	278,800	332,500	394,300	414,700	73	278,800	332,500	394,300	414,700
74	280,100	334,600	395,400	415,500	74	280,100	334,600	395,400	415,500
75	281,400	336,800	396,500	416,200	75	281,400	336,800	396,500	416,200
76	282,600	339,000	397,600	416,700	76	282,600	339,000	397,600	416,700
77	283,800	340,700	398,500	417,000	77	283,800	340,700	398,500	417,000
78	285,000	342,600	399,400	417,400	78	285,000	342,600	399,400	417,400
79	286,200	344,300	400,400	417,800	79	286,200	344,300	400,400	417,800
80	287,400	346,100	401,400	418,200	80	287,400	346,100	401,400	418,200
81	288,600	347,900	402,200	418,500	81	288,600	347,900	402,200	418,500
82	289,600	349,700	403,000	418,900	82	289,600	349,700	403,000	418,900
83	290,800	351,100	403,700	419,300	83	290,800	351,100	403,700	419,300
84	292,000	352,900	404,500	419,600	84	292,000	352,900	404,500	419,600
85	292,900	354,100	405,200	419,900	85	292,900	354,100	405,200	419,900
86	293,900	355,700	406,000	420,300	86	293,900	355,700	406,000	420,300
87	294,600	357,200	406,700	420,700	87	294,600	357,200	406,700	420,700
88	295,600	358,700	407,400	421,000	88	295,600	358,700	407,400	421,000
89	296,600	360,000	408,000	421,300	89	296,600	360,000	408,000	421,300
90	297,500	361,300	408,700	421,600	90	297,500	361,300	408,700	421,600
91	298,400	362,700	409,200	421,900	91	298,400	362,700	409,200	421,900
92	299,200	364,100	409,900	422,100	92	299,200	364,100	409,900	422,100
93	299,500	365,600	410,300	422,300	93	299,500	365,600	410,300	422,300
94	300,300	366,900	410,700	422,600	94	300,300	366,900	410,700	422,600
95	301,000	368,200	411,000	422,900	95	301,000	368,200	411,000	422,900
96	301,800	369,400	411,300	423,100	96	301,800	369,400	411,300	423,100
97	302,600	370,400	411,600	423,300	97	302,600	370,400	411,600	423,300
98	303,400	371,400	411,900	423,600	98	303,400	371,400	411,900	423,600
99	304,200	372,400	412,200	423,900	99	304,200	372,400	412,200	423,900
100	305,000	373,400	412,400	424,100	100	305,000	373,400	412,400	424,100
101	306,900	374,300	412,600	424,300	101	306,900	374,300	412,600	424,300
102	306,400	375,300	412,900		102	306,400	375,300	412,900	
103	306,900	376,300	413,200		103	306,900	376,300	413,200	
104	307,400	377,300	413,400		104	307,400	377,300	413,400	
105	307,600	378,100	413,600		105	307,600	378,100	413,600	

再任用職員以外の職員

新田対照表（千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正） 第1条関係

106	308,000	379,000	308,000	379,000	413,900
107	308,300	379,900	308,300	379,900	414,200
108	308,600	380,900	308,600	380,900	414,400
109	308,800	381,700	308,800	381,700	414,600
110	309,000	382,700	309,000	382,700	
111	309,300	383,700	309,300	383,700	
112	309,600	384,700	309,600	384,700	
113	309,800	385,300	309,800	385,300	
114	310,000	386,200	310,000	386,200	
115	310,200	387,100	310,200	387,100	
116	310,500	388,000	310,500	388,000	
117	310,800	388,800	310,800	388,800	
118	311,100	389,500	311,100	389,500	
119	311,400	390,300	311,400	390,300	
120	311,700	391,100	311,700	391,100	
121	311,800	391,700	311,800	391,700	
122	312,000	392,500	312,000	392,500	
123	312,300	393,200	312,300	393,200	
124	312,600	393,900	312,600	393,900	
125	312,800	394,500	312,800	394,500	
126	313,000	395,200	313,000	395,200	
127	313,300	395,700	313,300	395,700	
128	313,600	396,300	313,600	396,300	
129	313,800	397,000	313,800	397,000	
130	314,000	397,600	314,000	397,600	
131	314,300	398,100	314,300	398,100	
132	314,600	398,600	314,600	398,600	
133	314,800	398,900	314,800	398,900	
134	315,000	399,200	315,000	399,200	
135	315,300	399,500	315,300	399,500	
136	315,600	399,800	315,600	399,800	
137	315,800	400,100	315,800	400,100	
138	316,000	400,400	316,000	400,400	
139	316,300	400,700	316,300	400,700	
140	316,600	401,000	316,600	401,000	
141	316,800	401,300	316,800	401,300	
142	317,000	401,600	317,000	401,600	

新旧対照表（千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正） 第1条関係

143	317,300	401,900	143	317,300	401,900
144	317,600	402,200	144	317,600	402,200
145	317,800	402,400	145	317,800	402,400
146	318,000	402,700	146	318,000	402,700
147	318,300	403,000	147	318,300	403,000
148	318,600	403,200	148	318,600	403,200
149	318,800	403,400	149	318,800	403,400
150	319,000	403,700	150	319,000	403,700
151	319,300	404,000	151	319,300	404,000
152	319,600	404,200	152	319,600	404,200
153	319,800	404,400	153	319,800	404,400
154	320,000	404,700	154	320,000	404,700
155	320,300	405,000	155	320,300	405,000
156	320,600	405,200	156	320,600	405,200
157	320,800	405,400	157	320,800	405,400
158	321,000	405,700	158	321,000	405,700
159	321,300	406,000	159	321,300	406,000
160	321,600	406,200	160	321,600	406,200
161	321,800	406,400	161	321,800	406,400
再任用職員	227,500	271,100	再任用職員	227,500	271,100
				298,100	324,400
				298,100	324,400
				271,100	405,200
				271,100	405,200

備考

- この表は、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額はこの表の額に7,500円を加算した額とする。

備考

- この表は、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額はこの表の額に7,500円を加算した額とする。

第2条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年千葉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前

別表第2

会社年度任用職員教育職給料表

職級の 号給	1 級 給料月額	円
1	159,800	
2	161,300	
3	162,800	
4	164,300	
5	166,000	
6	168,000	
7	169,800	
8	171,600	
9	173,400	
10	175,600	
11	177,600	
12	179,600	
13	181,700	
14	183,900	
15	186,100	

備考 この表は、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の助教諭その他の職員で規則で定めるものに適用する。

改正後

別表第2

会社年度任用職員教育職給料表

職級の 号給	1 級 給料月額	円
1	161,400	
2	162,900	
3	164,400	
4	165,900	
5	167,600	
6	169,600	
7	171,400	
8	173,200	
9	174,900	
10	177,100	
11	179,100	
12	181,100	
13	183,100	
14	185,300	
15	187,500	

備考 この表は、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の助教諭その他の職員で規則で定めるものに適用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉市職員の給与に関する条例（附則第3項において「改正後の給与条例」という。）別表第2の規定は平成30年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の千葉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

教育委員会会議第11回定例会座席表

11月20日

